

山梨県景観審議会 会議録

- 1 日 時 平成30年2月22日(木) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 山梨県庁 防災新館201会議室
- 3 出席者(敬称略)
(委 員) 石井 信行(議長)、安達 義通、河野 暢子、齋藤 雅代、佐々木 幸一(代理:村松公雄)
原田 重子、堀内 洋子、箕浦 一哉、依田 智子、若狭 美穂子

(事務局) 景観づくり推進室長、景観づくり推進室員(6名)
- 4 傍聴者等の数0名 報道関係者の数2名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 事務局員の紹介
 - (4) 会長あいさつ
 - (5) 議事
 - ①中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について(諮問案件)
 - ②山梨県公共事業における景観ガイドラインについて(附議事項)
 - ③その他
 - (6) 閉会
- 6 審議会概要
 - 議事
会議録のとおり

【議事：①中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について（諮問案件）】

（事務局）

（議題1「中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について」説明）

（委員）

屋外広告物ではないですが、質問させて下さい。道路を走っていると、太陽光パネルの施設がよく設置されていますが、この禁止地域での太陽光パネルの設置についてはどのような考えがあるのでしょうか。

（事務局）

今回の禁止地域の指定の変更は、あくまでも屋外広告物が対象となります。そのうえで太陽光パネルの扱いにつきましては、各市町村で景観計画を制定しており、その中で規制を行っています。19市町村において、一定規模以上のものを設置する場合には、届出が必要になっています。

また、道路から見える範囲につきましては、主要な道路、大事な視点場から見える場合には、見えないように生垣等の設置に努めるよう指導を行っております。さらに、山梨県では「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定しておりまして、その中で設置が望ましくない等のエリアを設定しています。

（委員）

諮問案件には異議はありませんが、参考までに聞きたいことが2点あります。

ひとつは、施行の時期に関わることです。今回は供用前の平成30年10月に施行ということですが、供用が年度内のかなり遅い時期になるなど、工事の進捗で再来年度になった場合でも、この時期の施行ということではよろしいでしょうか。

二つ目はそれに関連しまして、この施行の時期を決める考え方を参考までにお聞きかせ下さい。平成31年度開通予定区間に関しては、後に指定するという説明がありましたが、道路の開通が決まっているのであればもっと早い時期から規制するという事もできると思います。供用のどのくらい前に指定するという方針になっているのか説明して下さい。

（事務局）

まず最初のご質問ですが、施行の時期については本年の10月を予定していますが、仮に供用が早まった場合は、施行を早める予定です。また、供用が遅くなった場合につきましても、予定どおり10月の施行を考えています。基本的な考えとして、道路の供用前に施行するという事、事前に周知期間を長く取りたいということです。

それからもうひとつ、スケジュールの考え方ですが、まず指定する範囲が道路端から500mとなります。したがって、どこまでが道路の区域になるのかということが確認出来てから指定の作業を進めていくこととなります。その他、市町村への規制の照会などの期間を考え、施行スケジュールを組んでいます。平成31年度の供用予定の区間につきましても、道路用地が確定次第、指定をかけていくこととなります。その指定に関しましても半年ほどの周知期間を設ける考えです。

（委員）

規制は道路から500mで、広告の大きさ等の基準がありますが、以前、西関東連絡道路の審議に参加しましたが、西関東連絡道路と中部横断自動車道の速度規制の基準は一緒なのかということと、道路の速度規制が違った場合は、規制範囲が変わってくるのかということをお教えください。

（事務局）

9月の審議会では、地域高規格道路の西関東連絡道路は道路端の両側200mの範囲で禁止地域の指定を行

っております。今回は高速自動車道ということで両側 500m の範囲で禁止地域の指定を考えております。これは、昭和 42 年に当時建設省から、東名高速道路と中央自動車の供用を控えた段階で、道路端 500m の範囲を禁止地域にする必要性がある旨の通知があり、山梨県でもこれまでに高速自動車道に関しては両側 500m、地域高規格道路については両側 200m の範囲で禁止地域の指定を行っております。これにつきましては、関東近県の事例を調査して、概ね指定範囲は同様のものとなっていることを確認しています。

(委員)

東名高速道路などの高速自動車道であれば時速 100km の規制で、中部横断自動車道は時速 80km の規制だったのですが、制限速度は違うけれども、今回、高速自動車道として同じような規制をするという位置づけになっているということでしょうか。

(事務局)

まず、何のために規制をするかという目的は、安全性の確保です。例えば、道路標識の効用を妨げるような屋外広告物の掲出を制限するということです。次に、景観の保護、美観風致の維持増進ということになります。そのような場合に安全の面からは高速自動車道は広い範囲での規制が必要になります。高速自動車道につきましては、他県の例を見ながら一律に 500m の範囲で規制を行っています。

その他の国道や地域高規格道路はそれに準ずるような形で、沿道の状況や市町村の意見を聞きながら指定をしています。それから、景観の面では、大きな眺望を守りたい路線では 1000m という指定をしている箇所もあります。

(委員)

あくまで、速度だけではなくて、地元の市町村との調整をして、西関東連絡道では 200m、中部横断自動車道では 500m で一律で規制をかけていく。場所によって規制範囲を変えとかはなく、これまでの区間も一律で 500m で指定し、これからも一律で規制をかけていくということよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。西関東連絡道の制限速度は時速 60km になりますので、制限速度の考え方の中でも整合は取れてきます。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

【議事：②山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）について（附議事項）】

(事務局)

(議題 2 「山梨県公共事業における景観ガイドライン（案）について」説明)

(委員)

最初に確認したいことがあります。このガイドラインがいつ決定して、今回の意見がどのくらい反映されるのか教えて下さい。

(事務局)

ガイドラインについては、今年度中に公表をする予定です。公表の仕方につきましては、関係課や市町村

に通知をし、ホームページ上でも公表をする予定になります。ただし、この位置づけとしては1年間を試行期間とする予定であります。その中でいろいろな意見を集約しながら、順次改定をしていく予定です。今回のご意見を尊重していくような形にしていきたいと考えております。

(委員)

今後も改定をしながら活用されていくということですので、今回の意見はすぐに反映されなくても、今後反映していただけるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

全体的な事でひとつ、県職員向けですが、かなりボリュームがあり、デザインを含めてこのようにしっかりと作るということで活用されると思います。私は、県民の参加やコミュニケーションが、景観形成や公共事業を行ううえで大変重要だと考えていますが、このような点の記載内容が少ないかなという印象を受けました。もうすこし強調してもいいのではないかという感想を持ちました。どのように検討されているボリュームに落ち着いたのか教えて下さい。

(事務局)

住民参加という点ではガイドラインのP3-12をご覧ください。こちらには先ほど申しましたような県として大事にしたいことの7項目目になります「公共事業をまちづくりにつなげる」ということを掲載しています。具体的内容は、行政だけが公共事業を行うことでは無く、これを契機に周辺地域で継続的に景観まちづくりが行われるように、

また、公共事業を実施する過程において住民参加を促すような仕組みとして掲載されています。それらは第4章において各施設において例を取り上げています。P3-13ではまちづくりにつなげた例をあげています。事例については今後も増やしていきたいと思っています。

(委員)

協働やまちづくりというキーワードが記載されており、大変良いと感じています。市民参加に関心がありますのでもう少し、行政の方に県民の視点、コミュニケーションを良く理解していただきながら景観形成をしていくことが重要だと思っています。いまの書き方だと、「視点」として入っているだけなので、職員がそのことをしっかりと意識して「景観形成をしていかなければならない」というところまでは至らないと感じましたので意見を言いました。

第2章の三つのアプローチがありまして、P2-25に意味的アプローチの中にある③歴史的・文化的のあたりは、かなり重要になってくると思います。ただし、文章としては2行しかないのも、もっと厚く書いた方がいいと感じました。あとは、まちづくりだけではなく、住民の側から景観に関して行政の意図とは別に、強い意見が生じてくることがあるかと思いますが、良い景観を創出すればこういうことがなくなります。住民の参加やコミュニケーションをプロセスの中でしっかりと行っていくことが重要であると思いますので、そのような内容がもう少しあれば良かったと感じました。

(議長)

P3-12の話が出ましたので、質問とコメントを言います。まずは注1について、注1はどこにあるのか。下にある「まちづくりとは」という部分でいいですか。基本的に注はこのように付けているのでしょうか。ここに限らず言葉の説明がなく進んでいくところが沢山あって、この分野が詳しくない人にとってはよく分からないのではないのかと思われま。あと、まちづくり自体ですが、国交省がどのように位置づけをしているのか調べたことがありまして、国交省は「まちづくり＝都市計画」です。そうすると、これとはイメージが違うと感じて、ここの「まちづくり」の位置づけをどのように定めたのかと同時に、公共事業でまちづく

りに関係がないものがあるのかと疑問に思いまして、つまり、公共事業は都市計画だったり関係があるのに、ここでは新たにつなげると書いてあるので、今までつなげるという意識が無くやっていたのかなと思うと、その方が問題だとの印象を受けました。

(事務局)

ありがとうございます。頂いた意見を参考にしていきたいと思います。

(委員)

このガイドラインが県職員のためのガイドラインということで、資料を読ませていただきました。第3章には抽象的なことが書かれています。県職員がこれを読んでもなかなか理解しづらいのではと思います。例えば P3-4「地域景観の主役を活かす」とありますが、富士山や湖があれば簡単だが、それ以外のときに地域の主役ってどうやって見つければ良いのかがわからない可能性があります。

P3-5「本物を目指す」とあり、エイジングの美について書かれています。新しい事業をするときにそれをどのようにするのか。例えば、コンクリートの壁も最初は白いのですが、20年経つと黒くなってきて自然に馴染みます。そういうものもあります。現場を担当したことがある身からすると「本物」とは何か、うまくできるか不安になります。

第4章の分野ごとの砂防・治山のところで「山梨らしい景観を尊重した計画」とありますが、それって何のことなのかわかりにくいと思います。公園においては「利用する人々においても景観の構成要素になる」と書かれており、専門的というか抽象的というか事例も載っているようですが、非常にわかりづらい。

第6章の景観検討において、景観アドバイザー会議の対象事業になったら、このガイドラインに基づいてこの会議に諮問するということですか。まず、そこだけお答えいただきたい。

(事務局)

このガイドラインは公共事業を行うときに景観に配慮すべきもの全体を指しております。アドバイザー会議というものは、景観検討の内、対象となったものについて行うこととなっております。

(委員)

それでは、アドバイザー会議にかけるものはかけて、そうでないものはかけずガイドラインを参考に事業を行うということですね。アドバイザー会議にはそれなりの専門家の方が加わるということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

あとひとつですが、この膨大な量のものを全て網羅して新しいものを計画するとなると、非常に大変だと思います。設計コンサルタント会社へもこのガイドラインを当然周知されるのでしょうか、このガイドラインが守られているかどうかの取りまとめは事務所の担当者が行うのですか。

それと、さきほどから地域の特性を活かしてということですが、市町村役場の職員や地域の方々と議論する場を持って地域の方々にも理解していただいて進めるという姿勢なのだと思うのですが、そうすると膨大な時間と労力がかかります。砂防・治山では少ない予算のなかで構造的な安全も求められています。予算があれば、天然石積みもできるが実際はコンクリートブロック積みとなります。効率性、経済性なども含めて検討していく必要がありますから、難しい話だと思い、お話しさせていただきました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。私共もガイドラインの掲載量が膨大になる中で、わかりにくくならないよう

に、どこまでをガイドラインにしていけば良いのか非常に悩みました。その結果このような掲載量になりました。

まず、ガイドラインですのでこれを守らなければならないというものではありません。このガイドラインを参考にさせていただく中で、わからないところはアドバイザー会議で専門家に相談してもらい、相談するという視点を持ってもらうということが大事だと考えています。これは景観的に問題があるのかなのか、考える姿勢を持ってもらうことが大切と考えています。ガイドラインに書いてあることが理解できないので、専門家に相談した方が良さそうだ。こういった判断ができるようなガイドラインを心がけたところです。内容についてわかりにくいところについては、今後も修正をしていきます。専門的なことを書きたいのですが、よくわからないので具体例を示した場合、短絡的にこれをすれば良いのかと選択し、設計者の思考を狭めてしまうことにもなります。こういったところがガイドライン作成時には悩んだところでありましたが、今後は掲載量が増えたとしても、具体例を増やしていくというのが良いのかなと考えています。

今後、職員には研修をしながら、ガイドラインのココロを伝えていくと共に、コンサルタント協会や市町村に対しても PR していく予定です。特にコンサルタント協会については、公共事業の研修を別途行っており、その中でも景観への配慮についてガイドラインを活用できればと考えています。

補足としまして、議長から話がありました P3-12「公共事業をまちづくりにつなげる」はもともと公共事業自体がまちづくりじゃないかという意見はそのとおりです。このガイドラインを作成するにあたり、今までの公共事業はインフラ整備、道路は機能重視、河川は洪水防止重視でした。一部そういう意味では遅れた表現の言葉があるかもしれませんが、職員にまちづくりや景観に対する考えが浸透していないことを踏まえて、職員に公共事業はまちづくりなんだよという意図を伝えたいということで表現しているところもあります。

例えば、道路におきましては、P4-1-8 では文章の量は少ないかもしれませんが、今まで道路は役所が設計して役所が発注して、業者がつくるのが当然でありましたが、道路事業についても構想段階から地域に入り込んだ例を示しておりますし、P4-1-9 にも実現した例もあります。現場に携わる者、設計に携わる者、コンサルタントは、しっかり理解して臨んでもらいたいというメッセージを込めて掲載しております。

例えば、河川事業におきましても P4-2-8、河川は水害と戦う歴史であり、特に山梨県においては、洪水防止の事業として整備してきましたが、一定の成果が得られた段階では、河川が地域の生活の一部となるという目線も必要だということを含めまして、河川においても事業の構想段階から、景観への配慮、地域との協働、コミュニケーションが必要、P4-2-9 についても同じような思想で、担当職員にも同じような目線で設計、施工にあたってもらいたいというメッセージを込めております。

(議長)

ありがとうございます。ところで、ガイドライン自体のデザインをもう少し考えられた方が良いと思います。「どういうふうにするのか」という意味でのデザイン」ということです。パターンランゲージという本がありますが、その本にはそれに関係する部分がどこに書いてあるのかを示されている。

つまり、まず自分が読みたいところを読めば、それに関係するところに飛べるようにデザインされている。その関係してあるところに飛べば、更に次の関係しているところに飛ぶので、自分がやらなきゃいけない範囲を自分で探していけるデザインにされている。その他、最近のマニュアルを見ると、今回のガイドラインのように全部を説明するところも付いているのですが、最初に出てくるのは「あなたは何がやりたいですか」というところから入っていきます。「これがやりたかったら、この章から読んでください」と示して

います。このガイドラインでは自分が本当に関係するのを見つけることは相当難しいように思います。だから、これ自体のデザインを練った方が良いと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

今回「主役」という言葉がとても耳に残っている。すごく大事なことだと思います。主役を活かすという表現で、視覚的なものに入る主役という意味なのか、山梨に住む人間が思う、考える主役を活かすという意味なのかどちらなのかを伺いたい。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃるとおりでありまして、視覚的なものだけではないということです。つまり私たちが大切にしたい山梨の歴史、文化、自然、過去からのものも含めて財産として、何を見せたいか、そういうところまで考えて主役というものを見せられるようにしてください、というココロでガイドラインを書いております。

(委員)

それにはやはり先程から出ている地域住民とのコミュニケーションがすごく大事ななと考えます。時間をたくさん取って考えていくことが大切だと感じています。

(委員)

主役という話がありました。山梨は東京に近く、昔は甲州街道の上下の行き来があり、宿場もありました。そして、皇族などがお泊りになったとか、甲州街道の道筋にたくさんあります。半蔵門から信州に向けての街道にはたくさんあります。

ですから、まちづくりということで歴史を学ぶということでしたら、歴史をたどって、旧街道で言えば、昔からの道路幅が決まっており拡張できないということが決まっています。しかし、休日には東京から旧街道を歩きに来る人がいます。旧 20 号沿いの保存を兼ねて景観と歴史を後世に残していきたいと私は常に思っております。そのようなことも考えていただけたらと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。まさに今回、主役を活かすというのは、どう活かすのかというのをよく考えてくださいと記しておりまして、そのような勉強を私共がしなければならないことから、このガイドラインで示したいと考えております。

(委員)

このような素晴らしいものを作成いただきありがとうございます。私はちゃんと最後まで読めていないのですが、読ませていただくなかで幾つか思ったことが、他の委員さんからも「使い勝手の話」だったり「冊子自体のデザイン」が出ておりましたが、私は個人的にチェックリストを作成すれば良いのかなと感じております。チェックリストの項目を見たら、どのページに書いてあるのかわかると更に良いと思います。チェックリストにすることで、ガイドラインを参考にしているかどうか担当も理解しやすくなります。

それからもう一つ思ったことが、戦後急激なインフラ整備がありました。現在急速な老朽化が進んでいる現状があって、橋も落ちるのではないかと、道路もメンテナンスが必要なんじゃないかという話があって、その老朽化したものを新たに整備・修繕していくときの景観をどうするのか。という話を少し入れた方が良いのかと思いました。

これ以外に、このガイドラインの守備範囲がどこまでかわからないので、逸脱してしまうかもしれないのですが、全体を読んだ感想として「山梨らしさ」が見えてきません。写真などいっぱいあって、山梨の事例もたくさんあるのですが、名前を変えたらどこの県でも使えてしまうかな。という内容になっているかと感じました。どうやったら山梨らしさが出てくるかなと考えたときに、優先順位みたいなものをつくるというのはどうかと考えました。

例えば、富士山はとにかく重要だからそこは重点的にやるとか、甲府城は大切だからその周囲の景観は大切だ。とかいったことを織り込めるのかなと感じております。とりあえず、それは大きな主役ですよと言い切ってしまうのもありなのかなと感じました。

例えばロンドンだとセントポールという教会がありまして、その教会はどこからでも見えるようにしようものがありまして、こういう「主役というものに対して重点的に整備していく」ということを言ってしまうのも良いのかなと思いました。

それから、他の委員からも話がありましたが、自然に配慮した事例というものはすごくよく載っていて、なるべく切り土は止めようとか、地形を生かそうとかあるのですが、歴史に関してはものすごく弱いと感じます。「歴史的な景観に配慮してどうやって造っていけば良いのか」というところが弱いのかなという気がしました。

(事務局)

幾つか意見をいただいた中でチェックリストについてと、議長からも意見いただいた担当職員がどこを見れば良いかなどのフローは今後持ち帰り、検討したいと思います。本日は資料として配布しておりませんが、景観検討のフローチャートがあります。ただし、ガイドラインの内容まで踏み込んだフローチャートはありませんので今後、職員用に検討していきたいと思います。

全体としまして、歴史が弱いという部分は事務局として、どのように対応していくかを考えていきたいと思っています。「山梨らしさ」という点にも検討していきます。これまでに「山梨の大観」というものを作成しておりまして、P1-8 においてその中からの抜粋を記載しております。代表的な大観としてここに記しております。今後、何を大切にしていけるべきなのかをここに記載していけるのかどうかを検討していきたいと思っています。

(委員)

これは確認なのですが、最初にこのガイドラインをみさせていただきまして、このとおり事業が行われれば景観が良くなると理解できました。その中で、他の委員からも話がありましたが治山であるとか道路、コンクリートではなく土を使いましょう、エイジングの美学というものがあつたのですが、これから少子高齢化ということで、働き手が少なくなる中でエイジングの美学をきれいなまま存続していくのはとても手がかかることなので、この辺りはどうするのかと思っています。

先ほど事務局からの説明がありましたが、市民との協働による観点から計画段階から地域住民を巻き込んで、地元を愛してもらおう。県がやることではなくて、地元がやることかなって、みんなで協働して地域を綺麗にしていきましょうねっていう意味でのガイドラインということも含んでいるということでしょうか。

(事務局)

まさにおっしゃる通りであります。まちづくりに繋げるという主旨は構想段階から住民の方がどのように考えているのか把握することで、今まで県がよかれと思ってやっていたことが、住民の方々にとって良くな

いことであった現状や、理解されていなかったようなことが解消され、維持管理の段階になってからも住民の方と協力して継続的に取り組んでいく事を目指しております。道路の話になりますが、資料 P4-1-93 から維持管理に関する考え方を記載しております。この中には地域住民との関わりといった、将来に渡って公共構造物を綺麗にしていくための地域との関わりを示しています。

(委員)

完成した際にはホームページに公表するとのことでしたが、この膨大な量でありますと、県民の方は見る事を拒んでしまうと思います。是非県民の方にも見てもらい、公共事業がこのようなことを考えて行われているのであると理解してもらうことが望ましいと思いますので、概略版のようなものがあれば県民の方も見る事ができるのではと思いました。このような概略版のようなものを作る予定はあるのでしょうか。

(事務局)

ガイドラインを作る過程で市町村向けに概略版を作成してはとの意見がありました、作らないことになっております。理由としましては、概略版を作ることで、これだけ見れば大丈夫というように短絡的に捉えてもらっては困るとの理由でございます。私たちもそういった誤解を持たれないような方法によるものを検討しているところであります。

(委員)

景観についての主役についての考え方ですが、P2-2-3 に視点場、視対象との記載があると思いますが、この視点場、視対象をある程度絞って、そこから見える景観に対してこのように造りましようとの具体例を載せるような形式の方が、分かりやすいとの感想を持ちました。

(事務局)

私たちもどの景観をどのように大切にすかなど具体的なものを載せようと考えているところでありますが、まだそこまで今はできていない現状であります。ただご紹介できておりませんでした、P6-2 において、景観検討の進め方といった内容で、景観計画をどう進めるかといった内容が記載されております。このなかで公共事業景観検討実施要領といったものを改正する予定でありまして、今後は多くの公共事業において景観検討を行っていく予定であります。この実施要領の中では公共眺望ポイントといった県内の視点場を具体的に記載し検討項目としております。

(事務局)

現在お配りしている資料には、写真等許諾手続が完了していない箇所がいくつかございます。今後こちらの資料については変更があるかも知れませんのでご了承下さい。

(委員)

地元住民との関わりとの話が沢山出ましたが、住民との関わりとなると市町村の担当から声が上がってくるような仕組みがとても重要になってくると感じました。

(事務局)

ありがとうございます。現在の取組みとして、市町村職員を対象とした景観づくり、まちづくりのリーダーを育成するような取組みを行っております。そういった人づくりといった取組みも行っておりますので、ご紹介させていただきました。

(委員)

それぞれの地域で住民の考え方が違うことが多く、観光を考えている人や、住みやすさを考えている人など、どちらで見るべきなのか難しいと感じました。

(事務局)

我々もよく直面する議題であります。ある地域は、移住してきた方や、先代から住んでいる地元の方など、それぞれの考えがある中で、今後この地域をどのようにしていきたいのか、市町村、県、地元住民と一緒に考えて行くことが大切であると考えております。

(委員)

先ほども話がありましたが、地域住民と一体となって取り組むまちづくりとの話から、やはり県民の方に県の考え方を知ってもらうための概略版のようなものはあった方が良くと思います。市町村への概略版ではなく、地域の方への理解がとても重要であると思いました。

(事務局)

住民の方がどのようにまちづくりを行って行けば良いかをまとめた「山梨景観まちづくりプログラム」という冊子を2年ほど前に作成しました。まちづくりははじめてという人が見ても分かりやすいようにまとめております。今後はこちらをガイドラインと連携できるような方法も検討していきます。

(議長)

今後、本委員の意見を取り入れる機会はあるのでしょうか。

(事務局)

今回が最後の審議会になります。ただし、冒頭でもご説明したように、位置づけとしては1年間を試行期間とする予定であり、その中でいろいろな意見を集約しながら、事例を載せていく予定です。案がとれた後でも、順次改定をしていく予定ですので、今回のご意見を尊重していくような形にしていきたいと考えております。

(委員)

コラムの目次を作ると良いと思います。もう一つHPへ掲載する際には、目次をクリックする事で各ページに飛ぶような工夫をして頂きたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(議長)

第2章景観についてのところで「気持ち良くなる環境を整えることである」とだけ書いてあるのですが、景観整備では「見せたくないものを見せない」といった視点が重要になるのでその記載をもすこし欲しいと感じました。それから何カ所か P2-2-(2)の一番下など「楽しくなる景観」と出てくるが、行政がやる景観は楽しくなる景観をやって欲しくないの、せいぜい「心地よくなる景観」くらいじゃないかなと思います。それから、第6章をもっと重要な位置づけとして厚みを持たせることはできないか検討してもらいたい。

(議長)

以上で議事を終了します。

以上で閉会。